

○古賀市情報公開条例（平成11年3月12日条例第5号）（粹）

（市政情報の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該市政情報を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

（会議の公開）

第23条 実施機関の附属機関及び規則で定める委員会等は、その会議(法令等の規定により非公開とされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 第7条に規定する不開示情報が含まれている議事について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。

(2) 会議を公開することによって、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ずると出席委員の3分の2以上で決したとき。

2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

○古賀市情報公開条例施行規則（平成 11 年 9 月 22 日規則第 36 号）（粹）

（公開の対象）

第 14 条 条例第 23 条第 1 項に規定する規則で定める委員会等とは、規則、要綱等により設置される附属機関に準じる委員会等(条例第 7 条に規定する不開示情報に該当する事項について審議、審査、調査等を行うことを所掌事務とする委員会等を除く。)であつて、別表第 2 に掲げるものとする。

2 条例第 23 条第 1 項に規定する会議の非公開の決定は、あらかじめ、非公開の範囲及びその理由を明らかにするものとする。ただし、同項第 2 号の理由により会議を非公開と決定するときは、この限りでない。

別表第2(第14条第1項関係)

(追加(平18規則第3号))

1	古賀市広報広聴懇話会
2	古賀市市政モニター会議
3	古賀市防犯のまちづくり連絡協議会
4	古賀市児童館運営委員会
5	古賀市介護予防・生きがい活動支援センター運営委員会
6	古賀市健康づくり推進協議会
7	古賀市海津木苑運営委員会
8	古賀市農業女性活動促進事業推進協議会
9	古賀市農業振興地域整備促進協議会
10	古賀市構造政策推進会議
11	古賀市水田農業推進協議会
12	古賀市森林緑地環境保全協議会
13	古賀市交通安全対策協議会
14	古賀市立学校通学区域審議委員会